

がん対策推進基本計画の概要

1 趣旨

がん対策推進基本計画は、がん対策基本法（平成19年4月施行）に基づき政府が策定するものであり、具体的には、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものである。

今後は、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととする。

2 基本方針

- 「がん患者を含めた国民」の視点に立ったがん対策を実施すること。
- 全体目標の達成に向け、重点的に取り組むべき課題を定め、分野別施策を総合的かつ計画的に実施すること。

3 重点的に取り組むべき課題

- (1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成
- (2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- (3) がん登録の推進

4 全体目標

- がんによる死亡者の減少（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）
- すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

5 分野別施策及びその成果や達成度を計るための主な個別目標

- (1) がん医療
 - ① 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
 - ② 緩和ケア
 - ③ 在宅医療
 - ④ 診療ガイドラインの作成
- (2) 医療機関の整備等（※セカンドオピニオンの推進も含む）
- (3) がん医療に関する相談支援及び情報提供
- (4) がん登録
- (5) がんの予防
 - すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること【3年以内】
 - 未成年者の喫煙率を0%とすること【3年以内】
 - 禁煙支援プログラムのさらなる普及【3年以内】
- (6) がんの早期発見
 - がん検診の受診率を50%以上とすること【5年以内】
- (7) がん研究